

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年11月30日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 現金収入について、納入者から現金の納付を受けた場合は、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込む必要がある。（小豆総合事務所）</p> <p>(イ) 行政財産使用許可に係る管理諸経費の収入について、調定金額に誤りがあった。（東山魁夷せとうち美術館）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 自家用車公務使用申請書を提出しているが、旅費の支給をしていないものがあるので、旅費を支給する必要がある。（文化振興課）</p> <p>(イ) 印紙税について、非課税である土地売買契約書に収入印紙を貼付し、その印紙に要する費用を県が負担していることから還付の手続をとる必要がある。（小豆総合事務所）</p> <p>(ウ) 県外出張に伴う駐車場料金の額を誤って支給していたので、追給する必要がある。（漆芸研究所）</p> <p>(エ) 非常勤講師の報酬の支払に当たり、報酬単価を決定する行為がなかった。（漆芸研究所）</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 今後は、払込みが遅延することのないよう徹底する。</p> <p>(イ) 調定金額を再計算し、直ちに追徴額（322円）の調定を行うとともに、債務者に納付書を送付し、平成24年5月25日に収納済みである。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 旅費5件（計1,120円）を平成24年5月25日に支給した。</p> <p>(イ) 還付手続をとり、平成24年8月24日に還付を受けた。</p> <p>(ウ) 過年度支出（平成24年度）で支出負担行為を行い、平成24年5月28日に支払済である。</p> <p>(エ) 「工芸指導員及び実習指導員の委嘱及び報酬に関する取扱い要領」に基づき、報酬月額を決定し、</p>

- (オ) 物品等を購入する際、物品購入何で事前に決裁を受けていないものがあつた。(漆芸研究所)
- (カ) 物品の購入について、物品購入何をし、納品になっているが、支出負担行為が行われていないものがあつた。(東山魁夷せとうち美術館)
- ウ 物品の管理について
- (ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(東京事務所)
- (イ) 借入物品について、借入品出納保管簿が作成されていなかった。(文化振興課)
- (ウ) 郵便切手類受払簿について、駐車場回数券の受払いに関し、繰越し、月計・累計の記載、請求者受領印及び物品取扱員印がなかった。(文化振興課)
- (エ) 消耗品出納簿について、帳簿の登記を上書きをして訂正しているものがあつた。(小豆総合事務所)
- (オ) 生産品出納簿について、価格などを削って修正しているものがあつた。また、設計書(変更)について、変更理由欄に記載している工期の延長期間などを修正液を使用して修正しているものがあつた。(小豆総合事務所)
- (カ) 原材料品出納簿の記載について、前年度からの繰越欄に価格記載がないものや月計、累計欄への記載漏れが多数あつた。また、翌年度への繰越しも記載されていなかった。(小豆総合事務所)
- (キ) 原材料品出納簿への登記について、金額を削って訂正していた。

報酬月額等の内容を記載した任用通知書を本人に発行した。

- (オ) 今後、漏れのないよう徹底する。
- (カ) 直ちに販売品(カレンダー55,125円)の支出負担行為を行い、平成24年5月31日に支払済である。
- ウ 物品の管理について
- (ア) 帳簿に記載後、平成24年5月10日に会計課に保管換した。
- (イ) 直ちに作成した。なお、現在借入品はない。
- (ウ) 直ちに繰越処理、月計・累計の記載をして、請求者受領印及び物品取扱員印を押印した。なお、現在は駐車場回数券の在庫はない。
- (エ) 二重線に訂正印を押印して見え消し修正を行った。今後、このようなことのないよう徹底する。
- (オ) 今後、このようなことのないよう徹底する。
- (カ) 翌年度への繰越しを記載するとともに、今後、記載漏れがないよう徹底する。
- (キ) 今後、訂正のある場合は正式な訂正方法で行う。

	<p>(漆芸研究所)</p> <p>(ク) 郵便切手受払簿について、約1か月間の登記がなかった。(漆芸研究所)</p> <p>エ 契約事務について</p> <p>(ア) 特別展示の受付・案内業務委託について、特別展示ごとに発注すべきところを、同じ特別展示の業務であっても月ごとに1件として複数の契約をしていたものが7事例ある。加えて、特別展示ごとに発注していれば会計管理者の事前合議が必要となる100万円以上の契約となるものもあり、事前合議の趣旨を損なう事例となっていた。(県立ミュージアム)</p> <p>(イ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で、5か年間の警備業務委託契約を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて十分に検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。(小豆総合事務所)</p> <p>オ 自主検査について</p> <p>県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(東京事務所、政策課)</p>	<p>(ク) 指摘を受けた箇所について適正に処理をするとともに、今後、漏れのないよう徹底する。</p> <p>エ 契約事務について</p> <p>(ア) 監査以降の特別展からは、月ごとの契約から特別展示ごとの契約に変更した。</p> <p>(イ) 平成20年度の契約であり、平成24年度が最終年度になるので、今後の契約に当たっては、適正に実施する。</p> <p>オ 自主検査について</p> <p>東京事務所に事務局を置く任意団体は、平成24年5月23日及び30日に自主検査を実施した。</p> <p>今後は県に事務局を置く任意団体等の見直し方針に基づき、年2回以上所属長の自主検査を実施する。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>特別展示の受付・案内業務委託については、常設展示の同業務の受注者に単独見積りによる随意契約でもって発注しているが、競争性の確保と経費低減のために、競争入札による派遣員数に応じた単価契約が導入できないか検討する必要がある。(県立ミュージアム)</p>	<p>次年度の契約から競争入札による派遣員数に応じた単価契約を導入するよう検討中である。</p>